

【行政・関係団体等の取組の指標】

4-10 周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォロー体制が確立している保健所 [*] の割合 *策定時より「二次医療圏」を「保健所」として調査しているため変更	85.2% * 保健所の割合	98% * 保健所の割合	87.5% * 保健所の割合	B-1	100%	100%
4-11 乳幼児の健康診査に満足している者の割合	30.5%	1歳6か月児 32.4% 3歳児 30.0%	1歳6か月児 35.7% 3歳児 34.0%	A-3	増加傾向 △	1歳6か月児48% 3歳児40%
4-12 育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査を行っている自治体の割合	64.4%	89.3% (政令市 94%、市町村 89.7%)	91.8% (政令市 92.9%、市町村 91.8%)	A-1	100%	100%
4-13 乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合	—	87.5%	93.6%	A-3	100%	100%
4-14 食育の取組を推進している地方公共団体の割合(1-15再掲)	—	食育における関係機関等のネットワークづくりの推進に取り組む都道府県の割合87.0% 関係機関の連携により取組を推進している市町村の割合 市町村 85.9%	食育における関係機関等のネットワークづくりの推進に取り組む都道府県の割合 91.5% 関係機関の連携により取組を推進している市町村の割合 市町村 92.9%	A-3	それぞれ 100%	それぞれ 100%
4-15 子どもの心の専門的な診療ができる医師がいる児童相談所の割合	—	29.7%	常勤医師 13.4% 兼任・嘱託・非常勤等 67.1%	A-3	100%	100%
4-16 情緒障害児短期治療施設数	17施設(15府県)	27施設	31施設	A-1	全都道府県	全都道府県
4-17 育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合	35.7%	46.0%	45.5%	B-1	100%	100%
4-18 親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の数	901名	1,163名	1,145名	B-1	増加傾向 △	増加傾向 △

○ 第1回中間評価時の数値と直近値の比較の結果

A: 良くなっている指標(項目) B: 悪くなっている又は変わらない指標(項目) C: 評価が困難な指標(項目) D: 調査未実施の指標(項目)

○ 策定値の現状値と直近値の比較の結果

1: 良くなっている指標(項目) 2: 悪くなっている又は変わらない指標(項目) 3: 第1回中間評価時に定めた指標(項目) 又は集計方法が異なるため比較困難な指標(項目)

「健やか親子21」における目標に対する暫定直近値の分析・評価

(記載様式)

課題○ ○○○○○○○○○○○○				
【保健医療水準の指標】				
○-○ ○○○○○				
策定期の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
※策定期の調査結果を記載				
			第2回中間評価	調査
データ分析				
結果	○直近値が目標値に対してどのような動きになっているか、留意点を含み記載。			
分析	○施策や各種取組との関連を見て、データの変化の根拠を分析し記載。			
評価	○目標に対する直近値をどう読むか。			
調査・分析上の課題	○調査・分析する上での課題がある場合、記載。			
目標達成のための課題	○目標からかけ離れている、あるいは悪化している場合、その課題を記載。			

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【保健医療水準の指標】				
1-1 十代の自殺率				
策定時の現状値 5~9歳 一 10~14歳 1.1 (男1.7/女0.5) 15~19歳 6.4 (男8.8/女3.8)	ベースライン調査等 平成12年人口動態統計	目標 減少傾向へ	第1回中間評価(男/女) 5~9歳 一 10~14歳 0.8 (男0.9/女0.8) 15~19歳 7.5 (男9.1/女5.7)	調査 平成16年人口動態統計
			第2回中間評価 5~9歳 一 10~14歳 1.0 (男1.3 女0.6) 15~19歳 8.3 (男9.8 女6.8)	調査 平成20年人口動態統計
データ分析				
結果	10~14歳については平成16年に一旦0.8と減少したものの、平成20年にはふたたび上昇し、1.0となっている。15~19歳については、ベースライン調査時の6.4から、平成16年には7.5、そして平成20年には8.3と一貫して増加傾向にある。性別に見ると、15~19歳の女子において、著しい増加傾向が見られている。			
分析	動機別のデータ(警察庁生活安全局安全企画課「自殺の概要」の遺書ありの内容)から検討すると、「健康問題」、「学校問題」等が動機の場合が多く、遺書の信憑性や数が少なく変動しやすいことから不明な部分が多いものの、それらが複合的に影響して自殺に至っている場合が多いと考えられる。			
評価	目標に向けて改善していない。			
調査・分析上の課題	関連するデータが、厚生労働省と警察庁から出されており、両者をふまえた検討が必要である。また実際の自殺者の背景について詳細な分析を行う必要がある。			
目標達成のための課題	10代後半の女子についてまず増加傾向をおさえることが必要であるため、要因分析の調査が急務である。都道府県別のデータでは、東京都において、10代後半の死亡原因としての自殺は、平成13年から不慮の事故を抜いて第1位となっており、今後、他の道府県においても同様の傾向が予想される。国においては、厚生労働科学研究の自殺関連の班研究、自殺総合対策大綱の改正等、活発な取り組みがはじまっている。思春期の自殺には、メディア報道やインターネットに触発されたものもあり、保健医療分野以外の研究者を含めた予防のための早期介入策の確立が待たれる。			

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【保健医療水準の指標】				
1-2 十代の人工妊娠中絶実施率				
策定時の現状値 12.1	ベースライン調査等 平成12年母体保護統計	目標 減少傾向へ	第1回中間評価 10.5	調査 平成16年度衛生行政報告例
			第2回中間評価 7.6	調査 平成20年度衛生行政報告例
データ分析				
結果	十代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳未満女子人口千対)は、ベースライン調査時の12.1から、平成16年度は10.5、平成19年度には7.6と減少傾向となっている。(参考:「母体保護統計報告」により報告を求めていた平成13年までは暦年の数値であり、「衛生行政報告例」に統合された平成14年からは年度の数値である。)			
分析	人工妊娠中絶実施率について一貫して減少している。15歳~19歳における妊娠(A+B:人工妊娠中絶+出生)率について、ベースライン調査時では17.5(概算)であったものが、その後一貫して低下してきており、平成19年度には12.8(概算)となっている(但し、人工妊娠中絶数には15歳未満のケースも含んだ計算)。また、人工妊娠中絶選択率(A/(A+B))については、ベースライン調査時では69.2%であったものが、その後一貫して低下してきており、平成19年度には61.1%となっている。すなわち、これまで妊娠率が低下し、同時に、人工妊娠中絶選択率も低下してきているといえる。妊娠率の低下に関しては、経口避妊薬の流通、性行動の停滞傾向および二極化等が影響していると考えられる。また、人工妊娠中絶選択率の低下に関しては、社会情勢の変化に伴う、意識・態度の変化が根底にあるといえる。			
評価	目標に向けて改善している。しかし、人工妊娠中絶実施率については、都道府県格差があり、人工妊娠中絶実施率が高い自治体は、より一層の取組の充実が求められる。特にここ数年は、北部九州各県の値が高率となっている。都道府県単位の取り組みだけではなく、より広域の協働した取組が必要といえる。			
調査・分析上の課題	平成15年度から、20歳未満については詳細に15歳未満、15歳、16歳、17歳、18歳、19歳と年齢別の統計が公表された。人工妊娠中絶率に関与する要因のみならず、妊娠率や人工妊娠中絶選択率に関与する要因を、把握することが望まれる。			
目標達成のための課題	現状の取組を引き続き分析とともに、今後、各年齢の人工妊娠中絶実施率の推移や都道府県別の実施率の比較等によるきめ細かい評価が必要と思われる。			

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【保健医療水準の指標】				
1-3 十代の性感染症罹患率				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
性器クラミジア感染症 男子196.0 女子968.0 淋菌感染症 男子145.2 女子132.2 (有症感染率 15~19歳) *①性器クラミジア感染症 5,697件 (6.35) ②淋菌感染症 1,668件(1.86) ③尖圭コンジローマ 657件(0.73) ④性器ヘルペス 475件(0.53) (20歳未満、定点医療機関:897か所)	平成12年度「本邦における性感染症流行の実態調査」熊本悦明班 * 平成12年感染症発生動向調査 (定点1か所あたりの件数)	減少傾向へ	* ①性器クラミジア感染症 6,198件 (6.79) ②淋菌感染症 2,189件(2.40) ③尖圭コンジローマ 746件(0.82) ④性器ヘルペス 563件(0.62) (20歳未満、定点医療機関:920か所)	熊本班と同様の調査なし * 平成15年感染症発生動向調査 (定点1か所あたりの件数)
			第2回中間評価	調査
			①性器クラミジア 3,322件(3.43) ②淋菌感染症 906件(0.94) ③尖圭コンジローマ 422件(0.44) ④性器ヘルペス 485件(0.50) (10~19歳、定点医療機関:968か所)	平成20年感染症発生動向調査

データ分析

結果	熊本班の研究は平成15年度で終了しており、平成16年度は同様のデータを出す研究および方法がなかった。そのため、定点医療機関の報告数による定点あたりの件数の比較をしてきている。第1回中間評価時から比較すると、第2回中間評価時ににおける値は、どの疾患についても減少していることが明らかとなった。
分析	疾患別に見ると、性器クラミジアと淋菌感染症の減少傾向が目立つ一方で、性器ヘルペスの減少はゆるやかなものといえる。
評価	定点医療機関あたりの報告数は減少傾向にある。今後もこの傾向を継続させるための取組が必要である。
調査・分析上の課題	今後、性感染症の罹患率をどのように追っていくかが、課題である。また、定点観測による数値は、受診行動の啓発によって増加するフェイズもあると考えられ、長期的な傾向で評価する必要がある。また同時に定点の変更による影響にも注意が必要となる。また、男女別のデータや年齢別のデータによる分析も必要と思われる。
目標達成のための課題	性器クラミジアに関しては、教育現場においてもその周知度が向上していることが明らかになっており、教育の成果があらわれている。引き続き、減少傾向が今後一貫して続くかどうか確認する必要がある。

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【保健医療水準の指標】				
1-4 15歳の女性の思春期やせ症(神経性食欲不振症)の発生頻度				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
思春期やせ症 中学1年～高校3年 2.3% (不健康やせ 中学3年 5.5% 高校3年 13.4%)	平成14年度「思春期やせ症(神経性食欲不振症)の実態把握及び対策に関する研究」渡辺久子班	減少傾向へ	思春期やせ症 中学1年～高校3年 1.03% (不健康やせ 中学3年 7.6% 高校3年 16.5%)	平成17年度「思春期やせ症と思春期の不健康やせの実態把握及び対策に関する研究」 渡辺久子班
			第2回中間評価	調査
			思春期やせ症 中学1年～高校3年 1.01% (不健康やせ 中学3年 19.5% 高校3年 21.5%)	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」 山縣然太郎班

データ分析

結果	中学1年から高校3年の思春期やせ症の発症頻度に関しては1.01%と、第1回中間評価からはほぼ横ばいであった。不健康やせの頻度は、中学3年時点および高校3年時点で大幅に増加していた。
分析	文部科学省の瘦身傾向児の出現率統計(H18-H20)をみると、高校生(17歳)において大きく増加している。この数年において、思春期のやせを促進している要因を探ることが必要であり、とくにやせ願望ならびに精神的健康度との関連をみていく必要がある。思春期やせ症については、専門家が診察すれば診断できる、より初期段階の軽一中度のケースが抽出されていないことから、ベースライン値からみると横ばいとみなすことが妥当だと言える。
評価	学校保健統計においても、ここ数年、瘦身傾向児は増加しており、肥満対策と同様にやせ対策の充実が求められる状況になっている。思春期やせ症については、診断基準やスクリーニング基準に関しての小児科、内科医療機関への周知・連携が望まれる。
調査・分析上の課題	不健康やせに関しては、その判定に際して質的なプロセスが含まれている。可能な限り量的に把握するプロセスの定型化が望まれる。
目標達成のための課題	増加している不健康やせについては、対象者において体型の自己認識がどのようになされているのかを把握し、認識のゆがみ(distortion)があれば、それを補正するような健康教育の展開を工夫する必要がある。また、認識にゆがみがなくとも、日常生活行動に不健康な部分があれば、対象者の精神的健康度を把握した上で、生活(健康)行動を是正するための保健指導を展開する必要がある。自分で成長曲線に記入する健康手帳の取り組みや、保護者への普及啓発も必要だと思われる。妊娠中の体重管理への影響が想定され、栄養バランスについての知識など食育推進の観点からのアプローチも重要である。

- 180 -

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【保健医療水準の指標】				
1-5 児童・生徒における肥満児の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
10.4%	平成16年度学校保健統計調査をもとに日比式により算出	減少傾向へ	(策定時=第1回中間評価時) 9.6%	文部科学省 平成20年度学校保健統計調査をもとに日比式により算出
データ分析				
結果	第1回中間評価時(策定時)から、第2回中間評価時には、若干の減少をみている。			
分析	目標に向けて改善している。ただし、この減少傾向が今後も継続していくか、注意深く見ていく必要がある。			
評価	現時点では目標を達成する方向にあり、今後もこの傾向を継続させるための取り組みが必要である。			
調査・分析上の課題	肥満児には医療的な対応が必要なものから、家族全体の生活習慣改善が必要なものまで、関連背景・要因が多様である。社会的要因、経済的要因等を含めて分析することが求められる。			
目標達成のための課題	医療的な対応が必要な肥満傾向に関しては、小児科専門医との連携の上で、学校関係者ならびに保護者に適切な早期対応を啓発していく必要がある。また、生活面での対応が求められる場合には、とくに親の食に対する考え方や行動を把握しながら、子どもが何を食べているかのみならず、どのように食べているかを含めた、総合的な食行動改善・日常生活改善のための教育的アプローチを行っていく必要がある。また、これらを行う専門職のさらなる向上を図る必要がある。 なお、近年、妊娠期の飲酒や喫煙が、子どもの肥満に影響していることが明らかになりつつある(山梨大学社会医学講座)。対症療法的アプローチに加え、妊娠期からの長期的な視点を有した予防的アプローチの開発も同時に展開されるべきだろう。			

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【住民自らの行動の指標】				
1-6 薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価(平成19年度)	調査
急性中毒 依存症 小学6年男子 53.3% 73.1% 小学6年女子 56.2% 78.0% 中学3年男子 62.3% 82.5% 中学3年女子 69.1% 90.6% 高校3年男子 70.9% 87.1% 高校3年女子 73.0% 94.0%	平成12年度文部科学省「薬物に対する意識等調査」	100%	急性中毒 依存症 小学6年男子 70.9% 87.1% 小学6年女子 77.1% 91.2% 中学3年男子 69.2% 84.6% 中学3年女子 74.8% 91.7% 高校3年男子 67.9% 78.6% 高校3年女子 73.5% 89.3%	平成17年度文部科学省 「薬物に対する意識等調査」
データ分析				
結果				
分析				
評価				
調査・分析上の課題				
目標達成のための課題				

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進											
【住民自らの行動の指標】											
1-7 十代の喫煙率（※「健康日本21」4.2未成年者の喫煙をなくす）											
策定時の現状値 中学1年男子 7.5% 女子3.8% 高校3年男子 36.9% 女子15.6%	ベースライン調査等 平成8年度未成年者の喫煙行動に関する全国調査	目標 なくす	第1回中間評価 中学1年男子 3.2% 女子2.4% 高校3年男子 21.7% 女子9.7%	調査 平成16年度未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査							
			第2回中間評価 中学1年男子 1.5% 女子1.1% 高校3年男子 12.8% 女子5.3%	調査 平成20年度未成年者の喫煙・飲酒状況に関する全国実態調査							
			データ分析								
結果	平成8年の全国調査のデータに比べ、平成16年では減少傾向が見られていた。平成20年ではさらに減少していた。										
分析	平成15年施行の健康増進法による受動喫煙防止の観点により、学校の敷地内禁煙が推進されていることや、学校における喫煙防止教育の推進などにより、効果をあげていると推測される。										
評価	目標に向けて改善。										
調査・分析上の課題	4年に一度のモニタリングが実施されており、比較可能なデータが得られている。この調査では、喫煙開始年齢や毎日喫煙する者の割合、卒煙希望割合などの項目もあり、調査の継続が必要と思われる。また、喫煙率低下の要因についても、社会動向とあわせた分析が必要である。										
目標達成のための課題	自治体において、学校における敷地内禁煙や公共施設での禁煙など、受動喫煙防止対策の推進を成果の評価指標として、位置づけることが必要である。また、未成年者の喫煙習慣者への卒煙支援についての取組も求められる。さらに、成人喫煙率においては、20歳代女性の増加傾向が見られることから、十代からの取組の強化が必要である。また、子ども喫煙は家族の喫煙との関係が指摘されていることから、家庭における禁煙対策や家族の禁煙支援対策が望まれる。										
課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進											
【住民自らの行動の指標】											
1-8 十代の飲酒率（※「健康日本21」5.2未成年者の飲酒をなくす）											
策定時の現状値 中学3年男子 26.0% 女子16.9% 高校3年男子 53.1% 女子36.1%	ベースライン調査等 平成8年度未成年者の飲酒行動に関する全国調査	目標 なくす	第1回中間評価 中学3年男子 16.7% 女子14.7% 高校3年男子 38.4% 女子32.0%	調査 平成16年度未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査							
			第2回中間評価 中学3年男子 9.1% 女子9.7% 高校3年男子 27.1% 女子21.6%	調査 平成20年度未成年者の喫煙・飲酒状況に関する全国実態調査							
			データ分析								
結果	平成8年度の全国調査のデータに比べ、第1回中間評価時、第2回中間評価時ともに減少している。										
分析	平成8年度から4年に一度実態調査が行われている。平成12年度の調査結果では、男子は中学生・高校生ともに減少傾向が認められた。しかし、女子の場合、中学生はほぼ横ばいであるのに対して、高校生はむしろ増加傾向にあった。平成16年度の調査では、平成12年度に比べて、男女とも減少傾向が認められた。また、男子の減少傾向が大きいため、男女差が少なくなる傾向にあった。平成20年度の調査では、中学3年時点では、男女の率が逆転することとなった。										
評価	目標に向けて改善しているが、その達成は難しい。										
調査・分析上の課題	この減少傾向は継続的であったといえるが、中学3年時点で男女の値が逆転したことが注目される。性差に着目して、飲酒の入手経路や友人関係、喫煙との関係などについて実態調査結果や他の資料を分析し、飲酒の減少傾向ならびに性差に関係する要因の分析が必要である。										
目標達成のための課題	目標達成のために、飲酒メーカー・販売業者など社会全体での取組やキャンペーン活動が必要である。また、性差に着目した介入方法の検討が必要である。										

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【住民自らの行動の指標】				
1-9 性行動による性感染症等の身体的影響等について知識のある高校生の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
○性行動は相手の身体や心を傷つける可能性が高いと思う。 男子 63.9% 女子 68.6% ○自分の身体を大切にしている。 男子 66.6% 女子 73.9%	平成19年度「健やか親子を促進するための母子保健情報の利活用および思春期やせ症防止のための学校保健との連携によるシステム構築に関する研究」山縣然太郎班	増加傾向へ 	(策定時=平成18年度の研究会)	
			第2回中間評価	調査
			ベースライン調査が平成19年度実施のため、最終評価時に実施予定	
データ分析				
結果				
分析				
評価				
調査・分析上の課題				
目標達成のための課題				

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進				
【行政・関係団体等の取組の指標】				
1-10 学校保健委員会を開催している学校の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
72.2%	文部科学省 学校保健委員会設置率(平成13年5月現在)	100%	79.3%	文部科学省 平成16年度学校保健委員会設置率
			第2回中間評価	調査
			85.7%	文部科学省調べ 平成20年度学校保健委員会設置率
データ分析				
結果	学校保健委員会の設置率で見ると、ベースライン調査時72.2%から、平成16年度では79.3%、平成20年度では85.7%と増加している。			
分析	文部科学省や日本学校保健会等からの働きかけが行われてきている。			
評価	目標に向けて改善している。しかし、ここから目標値(100%)まではさらなる働きかけが求められる。			
調査・分析上の課題	今後も設置率の調査・分析をおこなうことが適切である。			
目標達成のための課題	学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするなどするところが、設置促進につながると思われる。設置状況については、都道府県教育委員会に、学校保健委員会の活用に向けての働きかけや、普及のための啓発資料を活用した研修会を実施するなどして、設置の促進を図っていく必要がある。			

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

【行政・関係団体等の取組の指標】

1-11 外部機関と連携した薬物乱用防止教育等を実施している中学校、高校の割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価(平成19年度)	調査
警察職員 麻薬取締官等 中学校 33.8% 0.1% 高等学校 32.7% 4.0%	文部科学省 平成12年度「薬物に対する意識等調査」	100%	警察職員 麻薬取締官等 中学校 77.3% 2.0% 高等学校 74.5% 6.4%	文部科学省 平成17年度 「薬物に対する意識等調査」
			第2回中間評価	調査
			調査未実施	

データ分析

結果	
分析	
評価	
調査・分析上の課題	
目標達成のための課題	

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

【行政・関係団体等の取組の指標】

1-12 スクールカウンセラーを配置している公立中学校の割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
22.5%(3学級以上の公立中学校)	平成13年度 文部科学省学校基本調査	100%	47.3%(3学級以上の公立中学校)	平成16年度 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
			第2回中間評価	調査
			84.3%(1学級以上の公立中学校)	平成20年度 文部科学省初等中等教育局児童生徒課

データ分析

結果	策定時の現状値22.5%に比べ、平成16年度では47.3%、平成20年度では84.3%と順調に増加している。
分析	文部科学省が政策目標のひとつとして平成13年度より予算措置をもとに、配置校の増加を推進している。
評価	目標にむけて順調に進行している。
調査・分析上の課題	毎年比較可能なデータを得ることができる。
目標達成のための課題	今後は、スクールカウンセラーの配置を行っている都道府県、指定都市が、地域や学校の実情に応じた配置方法等の検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ配置することが必要である。

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

【行政・関係団体等の取組の指標】

1-13 思春期外来(精神保健福祉センターの窓口を含む)の数

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
523か所	平成13年度「思春期の保健対策の強化及び健康教育の推進に関する研究」望月友美子班(思春期学会医師会員、思春期保健相談員、精神保健福祉センターを対象に「思春期外来・思春期相談窓口の取組を行っているか」調査した。)	増加傾向へ	1,374か所	平成17年度自治体調査(母子保健課)(都道府県に対して「精神保健福祉センターが把握している思春期関連の相談ができる医療機関の数」を調査。精神保健福祉センターが把握していない場合保健所が把握している数を調査した。)
			第2回中間評価	調査
			1,746か所	平成21年度自治体調査(母子保健課)

データ分析

結果	調査方法が違うため単純な比較はできないが、策定時に比べ、平成17年度調査においてはかなり増加傾向にあると言えた。平成17年度調査と同様の手法にて把握した平成21年度調査ではさらに増加していることが明らかになった。
分析	「思春期外来」を「思春期外来」と「思春期相談窓口」の両方として調査しており、地域における窓口の増加は望ましい傾向である。
評価	目標に向けて順調に進行している。
調査・分析上の課題	今後とも同じ調査方法により評価を行う必要がある。また、各思春期外来の専門性や実績についての評価もしていく必要がある。
目標達成のための課題	今後は、医療施設における標榜名の工夫など、対象者が相談に行きやすい場の提供が望まれる。

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

【行政・関係団体等の取組の指標】

1-14 思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
都道府県 100% 政令市 90.9% 市町村 38.8%	平成17年度厚生労働省(母子保健課等)調べ	100% (策定期=第1回中間評価時)	(策定期=第1回中間評価時)	
			第2回中間評価	調査
			都道府県 100% 政令市 90.6% 市町村 38.0%	平成21年自治体調査(母子保健課)

データ分析

結果	第1回中間評価時(策定期)に比較すると、第2回中間評価時における値は若干減少傾向にあった。
分析	都道府県における取り組み割合は100%と変わりはなかったが、とくに市町村では減少と言ってもよい傾向がみられていた。市町村の保健担当部署と教育委員会との連携の上での取り組みが頭打ちとなっている可能性がある。
評価	政令市ならびに市町村における目標達成が難しい状況にある。
調査・分析上の課題	今後も同様の手法でデータを把握していく必要がある。
目標達成のための課題	市町村や政令市のどの行政部署においても、次世代、とくに大人の入り口にある思春期の子どもたちの状況につねに関心がいたかれるような、まずは積極的なヘルスプロモーションが必要と言える。

課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進					
【行政・関係団体等の取組の指標】					
1-15 食育の取組を推進している地方公共団体の割合(4-14再掲)					
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
食育における関係機関等のネットワークづくりの推進に取り組む都道府県の割合 87.0% 保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村※の割合 85.9% ※政令市特別区市町村を含む数値へ変更(平成21年)	平成17年度厚生労働省(母子保健課等)調べ	それぞれ100%	(策定時=第1回中間評価時)		
			第2回中間評価	調査	
			食育における関係機関等のネットワークづくりの推進に取り組む都道府県の割合 91.5% 保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村の割合92.9%	平成21年自治体調査(母子保健課)	
データ分析					
結果	第1回中間評価時(策定時)に比較すると、第2回中間評価時における値は増加傾向にある。				
分析	取り組みの割合が90%を超えるという状況になった。ここから目標値(100%)までは、これまで以上の推進啓発と具体的な展開支援が求められる。				
評価	目標に向かっているが、市町村における取り組みの推進がより一層望まれる。				
調査・分析上の課題	今後も同様の手法でデータを把握していく必要がある。				
目標達成のための課題	平成17年からの食育基本法の施行、ならびに平成20年からの保育所保育指針、学習指導要領の改訂など、食育という考えが浸透しつつあるところである。今後は、実施割合のみならず、思春期を対象とした取り組みの内容、質、生涯を通じた食育の取り組みの関連としてどのような工夫されているのか等が求められる。				

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援					
【保健医療水準の指標】					
2-1 妊産婦死亡率					
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
6.6(出生10万対) 6.3(出産10万対) 78人	平成12年人口動態統計	半減	4.3(出産10万対) 49人	平成16年人口動態統計	
			第2回中間評価	調査	
			3.5(出産10万対) 39人	平成20年人口動態統計	
データ分析					
結果	第1回中間評価以降、出産10万対の妊娠産婦死亡率は、平成17年5.7と上昇したが、以後18年4.8、19年3.1、20年3.5と減少傾向がみられる。				
分析	中間評価時まで出生数は漸減していたが、平成17年以降、平成17年1,062,530、18年1,092,674、19年1,089,818、20年1,091,156、と増加の兆しがみられる中で、妊娠産婦死亡数は、平成17年62人、18年54人、19年35人、20年39人と著明に減少している。死因別では、従来直接産科死亡の原因として上位を占めていた産科的塞栓症が、平成19年に0人となっており、このことが平成19年の妊娠産婦死亡率の減少に寄与した可能性がある。				
評価	平成19年の妊娠産婦死亡率(出産10万対)は3.1であり、平成12年の6.3からの半減という目標は達成されたが、平成20年は3.5と僅かに上昇しており、今後の動向が注目される。				
調査・分析上の課題	データは毎年入手可能で比較することができる。				
目標達成のための課題	ほぼ目標は達成されているが、周産期医療を取り巻く現状は相変わらず厳しい。産科医療技術は向上しているが、各地で産婦人科医の減少に伴う産科医療施設の集約化が進められており、この産科医療環境の変化が妊娠産婦死亡率に与える影響を注視する必要がある。				

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

【保健医療水準の指標】

2-2 妊娠・出産について満足している者の割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
84.4%	平成12年幼児健康度調査 (満1歳から7歳未満の幼児を持つ親を対象に「妊娠・出産の状況を満足している・満足していない」の2択で調査した。)	100%	91.4% 3.4か月児健診 93.3% 1歳6か月児健診 91.2% 3歳児健診 90.0%	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太朗班(乳幼児健診受診者に対し「妊娠・出産についての状況をとても満足している・満足している・満足していない・全く満足していない」の4段階で調査。結果は「とても満足・満足」の和。)	
			第2回中間評価	調査	
			92.6% (3、4か月児健診 93.5%) (1歳6か月児健診 92.9%) (3歳児健診 91.6%)	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」山縣然太朗班	
データ分析					
結果	平成12年のベースライン調査では、満1歳から7歳未満の幼児を持つ親を対象に妊娠・出産の状況の満足度を調査し、84.4%が満足していると回答していたが、第1回中間評価では、乳幼児健診受診時に調査し、3.4か月健診時93.3%、1歳6か月健診時91.2%、3歳健診時90.0%(平均91.4%)が満足していると回答した。第2回中間評価では第1回中間評価と同様の方法で調査し、3.4か月健診時93.5%、1歳6か月児健診時92.9%、3歳児健診時91.6%(平均92.6%)が満足していると回答し、さらに満足しているものの割合が増加した。				

分析	妊娠・出産に満足している者の割合は増加している。第1回中間評価時の調査において、3.4か月健診に訪れた女性の7割以上が満足していると回答した項目は、「分娩中の自身の頑張り」、「産科医・助産師の技術・指導・対応」、「その他のスタッフの対応」、施設のアメニティ、夫・家族・友人の理解と対応」であった。これらより、第1回中間評価では、妊産婦を取り巻く環境が物理的な面のみならず、意識の面でも変わりつつあることを示唆していると考えられると分析した。 第2回中間評価において、満足した項目を見ると、「希望する場所で出産の予約ができた」、「設備や食事など環境面で満足できた」、「夫以外の家族の理解や対応に満足している」という結果であった。一方、満足していない項目で高かったものは、「出産体験を助産師等と振り返ること」、「産後1か月の助産師や保健師からの指導・ケア」、「妊娠中の周囲の喫煙」であった。第1回中間評価時の調査内容と異なるため、比較することはできないが、出産施設の閉鎖が相次いで報道される中で、希望する施設で出産の予約ができることが満足度に影響したと考えられる。
評価	目標に向けて順調に進行している。しかし、具体的な項目別にみると、未だ満足度の低い内容もあり、より一層の取組が求められる。
調査・分析上の課題	妊娠・出産の状況に対する満足度は調査の時期によって異なる可能性がある。 経験が新鮮なほど「とても満足」の割合が高い傾向が見られる。
目標達成のための課題	平成17年度の調査において、満足していないとの回答が最も多かった内容は受動喫煙(25.9%)であり、第2回中間評価でも、妊娠中の周囲の喫煙については満足していない割合が高かった。公共機関を始め多くの場所で禁煙・分煙化が進んでいるが、妊産婦にとってまだ不十分な環境であるといえる。また、第2回中間評価で満足していない割合が高かった項目に、「出産体験を助産師等と振り返ること」や、「産後1か月の助産師や保健師からの指導・ケアがあること」から、産後早期の助産師や保健師等の関わりが出産の満足度を高めるためのポイントになると考えられる。

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

【保健医療水準の指標】

2-3 産後うつ病の発生率

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
13.4%	平成13年度「産後うつ病の実態調査ならびに予防的介入のためのスタッフの教育研修活動」中野仁雄班	減少傾向へ	12.8%	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
			10.3%	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班

データ分析

結果	EPDS9点以上の者は平成13年度の調査では13.4%であったが、平成17年度調査では12.8%、平成21年度調査では10.3%であった。
分析	調査地域や訪問対象の違いにより、単純に比較できないが、産後うつ病の認識が広まりつつあり、対策がとられ始めてきていることも考慮したい。さらに、産後うつ病に対する妊娠期からの予防的介入の試み等も報告されているため、啓蒙効果及び対策の効果を期待したい。
評価	調査地域や訪問対象の違いにより、単純に増減を比較できないが、EPDSの活用の普及により、調査を行った地域も増え、発生率の数値の妥当性は高くなっていると考えられる。
調査・分析上の課題	平成17年度の評価時に、早期発見と支援システムが構築された地域での縦断的な検討が必要であるとされた。しかし、平成21年度現在では、EPDSの活用が浸透し発生率が明らかになってきている段階であり、取組による効果の判定について評価するのはまだ難しい。今後、同一地域での縦断的な評価を行い、データ分析していく必要がある。
目標達成のための課題	第1回中間評価時の課題である、妊娠期からの早期の育児支援としての産後うつ対策と、そのための周産期ケアにあたるスタッフの教育の強化、さらには医療・保健・福祉の各担当者の連携による情報の共有やケアの継続が重要である。また、妊娠期からの予防的介入を行い、継続的な支援システムが確立している地域においては、産後うつの予防として効果を上げているとの報告もあり、今後、有効な取り組みが各地で実践されることが求められている。

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

【住民自らの行動の指標】

2-4 妊娠11週以下の妊娠の届け出率

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
62.6%	平成8年地域保健・老人保健事業報告	100%	66.2%	平成15年地域保健事業報告
			第2回中間評価	調査
			72.1%	平成19年度地域保健・老人保健事業報告

データ分析

結果	妊娠11週以下の妊娠の届出率は、平成8年62.6%、15年66.2%、19年72.1%と上昇傾向である。
分析	「健やか親子21」を踏まえた計画の見直し等による市町村の取組の成果として、妊娠11週以下の妊娠の届出率は上昇している。
評価	第1回中間評価以降も上昇傾向を示しているが、その上昇カーブは緩く、目標の達成には新たな対策が望まれる。
調査・分析上の課題	妊娠11週以下の妊娠の届出を勧める明確な理由が示されていない。
目標達成のための課題	妊娠11週以下の妊娠の届出率は年々上昇しているが、そのカーブは緩く、目標の100%に近づくには課題を解決し、新たな対策をとる必要がある。 1.全国的な統計では、妊娠19週以内に96.9%の届出がなされていることから、12週から19週に届出された25%程の遅れた理由の分析が必要である。 2.都道府県別の統計では、38%から85%と地域差が存在する。その原因の追究が必要である。(本指標に対する取組の有無、産婦人科医の意識など) 3.届出が遅れる原因として、医療機関により妊娠の確定診断時期(出産予定日の確定の時期、妊娠届を勧める時期)が異なることも挙げられる。妊娠11週までに妊娠届をする意義を明確にし、医療機関に周知することが必要である。

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援					
【住民自らの行動の指標】					
2-5 母性健康管理指導事項連絡カードを知っている就労している妊婦の割合					
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
6.3%	平成12年度「妊娠婦の健康管理および妊娠婦死亡の防止に関する研究」西島正博班	100%	19.8%	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太朗班	
			第2回中間評価	調査	
			41.2%	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」山縣然太朗班	
データ分析					
結果	妊娠中就労していた女性を対象とした調査では、策定時の平成12年6.3%から平成17年19.8%、平成21年41.2%と大幅に増加している。				
分析	母子健康手帳の任意記載事項「働く女性、男性のための出産、育児に関する制度」欄への母性健康管理指導事項連絡カードの掲載や職場・医療機関へのリーフレット配布などにより、カードの認識率は上昇した。				
評価	カード認識率は、策定時から、大幅に増加しており、周知への取組は一定の成果を収めたと考えられる。しかしながら、その認識率は未だ40.8%と半数以下である。目標値の100%達成のため引き続き周知に努めることが必要である。				
調査・分析上の課題	母子健康手帳の任意記載事項として母性健康管理指導事項連絡カードの掲載があるが、その記載の有無によって、自治体間での認識率が異なることが考えられる。				
目標達成のための課題	就労している妊婦への周知が先決と考えられる。そのためには、これまでのような全体への周知を図る方法に加えて、妊婦個人への働きかけが必要である。行政の母子保健関係者や産科医療従事者が妊産婦の就労の有無を把握し、母子健康手帳交付時や健診時などにカードの存在を積極的に伝えることが必要であるろう。また、事業主自らがカードの存在を伝えることは、女性が尊重され、働きながら安心して子供を産み育てることができる職場環境の整備の一つと考えられる。また、妊婦の認識率をさらに増加させるには、妊娠以前から、さらには妊娠の有無にかかわらず女性労働者がカードの存在を認識することが大切と考えられるが、平成18年度厚生労働省委託事業「事業所における妊娠婦の健康管理体制に関する実態調査」報告書によると、女性労働者(1,871人)を対象とした調査では、「知っている」が30.4%、「現在は知っているが妊娠時は知らなかつた」が8.0%、「知らない」が61.1%であり、「知っている」と「現在は知っているが妊娠時は知らなかつた」の合計は38.4%であった。しかしながら、事業所規模別にみると、従業員1,000人以上の事業所では「知っている」の割合が42.3%であるに対し、規模が小さくなるにつれて認識率は減少し、49人以下の事業所においては20.1%と半減であった。この格差を是正することも課題と考えられる。				

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援					
【行政・関係団体等の取組の指標】					
2-6 周産期医療ネットワークの整備					
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
14都府県	母子保健課(平成13年3月現在)	2005年までに全都道府県	29都道府県	母子保健課(平成17年3月現在)	
			第2回中間評価	調査	
			45都道府県	厚生労働省調べ(平成21年現在)	
データ分析					
結果	周産期医療ネットワークの整備がなされていた地域は、策定時14都府県であったが、平成17年29都道府県、平成21年現在45都道府県に達し、残すところ2県である。				
分析	平成8年に「周産期医療対策事業実施要綱」が定められ、緊急対応が必要な母体及び胎児に対して、都道府県ごとに母体や胎児の受け入れ、搬送が可能な三次医療を担当する総合周産期母子医療センターの整備が進められてきた。その後、新エンゼルプラン、健やか親子21にも「周産期医療ネットワークの整備」が掲げられ、体制が整った都道府県数は平成21年現在45都道府県に達した。				
評価	ベースライン時の準備状況に差があったと考えられるが、現在45都道府県で整備されており、今後目標達成は可能と考えられる。				
調査・分析上の課題	毎年把握可能である。				
目標達成のための課題	未整備の2県の状況を把握し、整備が叶わない事由を整理し、課題の解決を図る。また、既に整備されている都道府県においても、ネットワークが十分に機能しているか否か検証が必要である。さらに、施設の集約化、産科医の適正配置等によって、産科医療環境に地域格差が生じていると言われている。そのため、周産期の医療ネットワーク相互の連携等、現状に即した見直しが必要と考えられる。				

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援				
【行政・関係団体等の取組の指標】				
2-7 正常分娩緊急時対応のためのガイドラインの作成				
策定時の現状値 なし	平成13～14年度「助産所における安全で快適な妊娠・出産環境の確保に関する研究」青野敏博班	目標 作成	第1回中間評価 「助産所における分娩の適応リスト」及び「正常分娩急変時のガイドライン」作成→日本助産師会において頒布、会員へ周知	調査 平成13～14年度「助産所における安全で快適な妊娠・出産環境の確保に関する研究」青野敏博班
			第2回中間評価 「助産所業務ガイドライン2009年改定版」策定	調査 平成20年度「助産師と産科医の協働の推進に関する研究」池ノ上克班

データ分析

結果	平成16年より、日本助産師会にて「助産所における分娩の適応リスト」及び「正常分娩急変時のガイドライン」を『助産所業務ガイドライン』として、会員に頒布し周知に努めている。ガイドライン活用から5年目を迎えた平成20年には、厚生労働科学研究にて『助産所業務ガイドライン』の見直し検討が行われ、『助産所業務ガイドライン2009年改定版』が策定された。検討には、助産師、産科医師、小児科医師、出産経験者が参画し、他のガイドライン等との整合性を図り、実態に即した見直しが行われた。
分析	開業助産師に対する安全性の確保についてのガイドラインが作成され、開業助産師の多くが所属する日本助産師会において周知及び活用の徹底を図ったことで、開業助産師への周知はほぼできたものと思われる。また、ガイドラインを守って業務することが、嘱託医・嘱託医療機関との連携や、助産所賠償責任保険にも関連しており、助産所での安全性の確保に活かされている。しかし、日本助産師会に入会していない開業助産師も少なからずいるため、全ての開業助産師がガイドラインに則って業務しているとはいえない。また、病院勤務助産師の認知度は不明である。さらに、ガイドラインは助産師のみならず、妊娠婦自身や、連携する嘱託医・嘱託医療機関の医師にも理解してもらう必要があるが、周知について十分とは言えないと思われる。
評価	目標は達成できた。ガイドラインは変化する医療状況や社会情勢によって、適宜見直しながら改善し、普及を図る必要があるため、一定の時期を経て見直しが行われたことは評価できる。
今後の課題	5年後に見直しを行っていくことを明示しているため、今後は、助産師のみならず、妊娠婦自身や、連携する嘱託医・嘱託医療機関の医師や、他の関連団体への周知等、病院及び診療所の医療従事者への周知を図り、より多くの人から評価を含めた意見を集め、さらに改善していくことが望まれる。また、院内助産におけるガイドラインも同研究班で取りまとめられたため、併せて周知を図る必要があると考えられる。

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援				
【行政・関係団体等の取組の指標】				
2-8 産婦人科医・助産師数				
策定時の現状値 産婦人科医師数 12,420人 助産師数 24,511人 ※産婦人科医師数は、産婦人科医、産科医、婦人科医の合計	平成12年医師・歯科医師・薬剤師調査 平成12年衛生行政報告例	目標 増加傾向へ	第1回中間評価 産婦人科医師数 12,400人 助産師数 25,257人 ※産婦人科医師数は、産婦人科医、産科医、婦人科医の合計	調査 平成14年医師・歯科医師・薬剤師調査 平成14年衛生行政報告例
			第2回中間評価 産婦人科医師数 11,961人 助産師数 27,789人 ※産婦人科医師数は、産婦人科医、産科医、婦人科医の合計	調査 平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査 平成20年衛生行政報告例

データ分析

結果	これまで本指標は妊娠人口10万対で数を評価してきたが、第1回中間評価で実数の推移を評価することとなった。産婦人科医師数は、策定時の値である平成12年12,420人、平成14年12,400人、平成16年12,156人、平成18年11,783人と減少傾向である。助産師数は、ベースライン策定時の平成12年から平成20年まで徐々に増加し、27,789人となった。
分析	産婦人科医師数を診療科別にみると、策定時の値である平成12年12,420人(産婦人科10,595人、産科474人:産婦人科と産科の合計11,059人、婦人科1,361人)、平成14年12,400人(同順に10,618人、416人:合計11,034人、1,366人)、平成16年12,156人(同順に10,163人、431人:合計10,594人、婦人科1,562人)、平成18年11,783人(同順に9,592人、482人:合計10,074人、婦人科1,709人)であり、絶対数の減少とともに実際に産科診療に関わっていると考えられる産婦人科と産科を合わせた割合も、平成12年から順に、89.0%、89.0%、87.2%、85.5%と減少傾向である。一方、婦人科の割合は増加傾向である。産科診療を止めて婦人科診療のみとする産婦人科医が増えていると考えられる。しかしながら、平成20年の報告では、産婦人科10,012人、産科377人(産婦人科と産科の合計10,389人)、婦人科1,572人、すべて合せると11,961人と増加がみられた。助産師数は27,789人と平成12年から8年間で3,278人増加しているが、他の看護職に比べ全数としては少なく、また助産師不足との指摘もある。国による第6次看護職員需給見通しによれば、平成22年の助産師の需給見通しは296,000人とされているに対し、供給見通しは28,700人とされ、その差は900人である。一方、日本産婦人科医会が算定した不足助産師数は27,965人であり(第9回「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」平成17年9月5日資料)、日本助産師会が算定した必要助産師数は50,500人である(平成21年度日本助産師会通常総会資料)ことから、助産師は増加傾向にあるものの、需要が供給を満たしていないといえる。

- 190 -

評価	産婦人科医の減少傾向は続いているが、平成20年の報告では平成18年に比して増加がみられた。増加傾向との判断は今後の推移次第である。助産師数は目標に向けて進行しているように見えるが、必要数の半分程度の就業数であり、現場の不足感は続いている。
調査・分析上の課題	比較可能なデータの入手は可能である。第一回中間評価時には、妊娠婦人口10万対の産婦人科医師数を用いて評価したが、ハイリスク妊娠の増加などにより産科医療従事者の負担は増加しており、妊娠婦人口あたりの医師数では的確な評価は難しい状況である。また、産婦人科医の絶対数の減少により、安全な妊娠・出産を前提とした従来の産科医療体制を維持することが困難な状況である。諸問題の解決には、第一義的に産婦人科医師数の増加が必要であり、今後は同指標をモニタリングするのが妥当と考えられる。さらに、昨今、分娩を扱わない施設が増加しており、分娩を扱っている施設に勤務する産婦人科医師数の把握も有用と考えられる。
目標達成のための課題	地域偏在などの本指標に表れない重要な課題が存在する。 産科医師数不足の問題だけでなく、産婦人科における女性医師の割合も年々増加しており、仕事と家庭の両立が可能な勤務環境の整備も今後の課題である。現在、産科医療に関わる補助・保障制度の充実、関連学会による医学生及び若手医師への産婦人科学、産婦人科医療を理解してもらうための働きかけ等が行われているが、これに伴ってもたらされる変化についても今後検討が必要である。 また、産婦人科医師の不足が社会問題となり、産婦人科医と助産師の連携と協働を図り、特に正常分娩は助産師が担うことが重要な対策である。院内助産所・助産師外来開設のための予算等も後押しとなり、少しずつ体制整備も始まっているところであり、平成21年厚生労働省看護課調べによれば、院内助産所は47(前年比+16)か所、助産師外来は353(前年比+80)か所となっている。開設場所を増やし、安全性も確保するためには、担当する助産師数の確保はもちろんのこと、責任を持って助産業務を果たせる質の高い助産師の育成が求められる。助産師の養成、離職の防止、潜在助産師の活用、質を保つための継続教育の充実など、総合的な助産師確保対策のさらなる推進が望まれる。

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

【行政・関係団体等の取組の指標】

2-9 不妊専門相談センターの整備

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
18か所	母子保健課(平成13年3月現在)	2005年までに全都道府県	54か所	母子保健課(平成17年)	
			第2回中間評価	調査	
			60か所	厚生労働省調べ(平成21年)	
データ分析					
結果	平成13年に18か所であった不妊専門相談センターは、平成17年には54か所に増加し、平成21年には60か所に整備された。				
分析	不妊相談のニーズが増えている中で、子ども・子育て応援プランや「健やか親子21」に目標として掲げられ、数値的には目標を達成した。				
評価	整備は順調に進み、平成16年度には全都道府県に設置され目標は達成した。				
今後の課題	第1回の中間評価において、すでに目標は達成しており、不妊専門相談センターの質についての評価が今後の課題とされた。不妊に悩むカップルの増加や晩婚化に伴う不妊治療対象者の高年齢化など、不妊に関する相談においては、相談場所の増加はもとより、個々に応じたきめ細かな対応が求められる。相談センターの設置の増加のみならず、相談員の質の確保、相談システムの工夫(電話相談・メール相談等)も必要と考えられる。				

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

【行政・関係団体等の取組の指標】

2-10 不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
24.9%	平成13年度「生殖補助医療の適応及びそのあり方に関する研究」矢内原巧班	100%	不妊カウンセラー 40.5% 不妊コーディネーター 35.3%	平成16年度「生殖補助医療の安全管理および心理的支援を含む統合的運用システムに関する研究」吉村泰典班
			第2回中間評価	調査
			専従 兼任 不妊カウンセラー 15.3% 47.4% 不妊コーディネーター 11.8% 47.5%	厚生労働省調べ(平成21年現在)

データ分析

結果	平成13年度研究班調査によると、不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合は24.9%であったが、平成16年度研究班調査(平成15年度日本産科婦人科学会に登録された体外受精・胚移植等の生殖医学の実施施設584施設にアンケート調査し、221施設から回収)では、不妊カウンセラーと不妊コーディネーターが在籍する施設はそれぞれ40.5%、35.3%であった。平成21年度厚生労働省の調査では、不妊カウンセラーと不妊コーディネーターについて、それぞれ専従と兼任で尋ねしており、不妊カウンセラーは専従 15.3%、兼任 47.4%、不妊コーディネーター専従 11.8%、兼任 47.5%であった。
分析	不妊治療を望む人の増加、不妊治療の内容の複雑化などに伴い、生殖医療を実施している施設では、医学的な面のみならず治療がもたらす様々な問題に対処するが求められている。不妊に関するカウンセリングの専門家の設置もその一つであり、関連学会も推進している。各調査の内容が違うため、単純に比較することはできないが、専門家を設置している施設の割合は増加傾向にあるといえる。
評価	目標に向かって進行しているが、達成にはまだ遠い。
調査・分析上の課題	評価の時点で、比較可能な調査が行われていないため、参考値での検討となっている。また、不妊カウンセラー及び不妊コーディネーターとともに専従者と兼任者の両方が在籍する施設もあるため、単純に施設における専門家在籍の割合を計上できない。
目標達成のための課題	第1回中間評価では、不妊治療の7割が一般産婦人科施設で行われていること、体外受精と顕微授精を合わせた数が年間50件以下の施設での専門家の不在が指摘され、不妊治療を身近な施設で行うことができることは、治療を望む患者にとって大切なことであるが、施設内外を問わず患者が専門家によるカウンセリングを受けられる環境を整備することも必要であり、人的資源の充足が急務であるが、質的な評価も同時に実行必要があるとされた。これらはまだ十分とは言えず、専門施設における人的資源の確保もまだ十分ではないため、行政の不妊専門相談センターの整備と併せて、量と質の整備を進めていく必要がある。

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

【行政・関係団体等の取組の指標】

2-11 不妊治療における生殖補助医療技術の適応に関するガイドラインの作成

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
日本産科婦人科学会会告「体外受精・胚移植」に関する見解及び「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解		作成	厚生労働科学研究「配偶者・胚移植を含む生殖補助技術のシステム構築に関する研究」平成15年度研究報告書	平成15年度「配偶者・胚提供を含む総合的生殖補助技術のシステム構築に関する研究」吉村泰典班
			第2回中間評価	調査
			改訂などの動きなし	

データ分析

結果	厚生労働科学研究において「配偶者・胚移植を含む生殖補助技術のシステム構築に関する研究」報告書が作成されている。
分析	研究報告書には不妊治療に関わる諸問題に関して、以下の項目の研究結果等が掲載されている。 ・配偶者・胚提供を含む生殖補助医療技術のインフォームドコンセントの書式・マニュアル作成と運用指針およびカウンセリングシステムの確立 ・配偶子提供におけるインフォームドコンセントの書式・運用指針案作成 ・各種不妊治療の選択指針の確立に関する研究 ・各種不妊原因に応じた最適な不妊治療の選択指針の確立に関する研究 等
評価	報告書は、ガイドラインに代わるものであり、目標を達成したと言える。なお、配偶者・胚提供を伴う生殖補助医療技術に関しては、厚生科学審議会生殖補助医療部会の平成15年の報告書において、配偶者・胚提供を伴う生殖補助医療技術は法整備が行われるまではAID以外実施されるべきではないと結論づけられている。
今後の課題	現時点においてはこの指標の目標は達成したといえるものの、生殖補助医療の技術の進歩、生殖補助医療に関わる法整備に合わせて、適宜ガイドラインを作成・更新する必要がある。

課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援					
【行政・関係団体等の取組の指標】					
2-12 出産後1か月時の母乳育児の割合(4-9再掲)					
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価(平成18年度)	調査	
44.8%	平成12年度乳幼児身体発育調査	増加傾向へ	(42.4%)	平成17年度乳幼児栄養調査 平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班	
			47.2%		
			第2回中間評価	調査	
データ分析					
結果	ベースライン調査と2回の中間評価の調査法は異なっているが、生後1か月時点で母乳のみを与える割合は、それぞれ44.8%、47.2%、48.3%であった。				
分析	生後1か月時点での母乳のみを与える割合は、平成12年44.8%から平成17年度42.4%に減少していた。しかし、乳幼児身体発育調査と乳幼児栄養調査は、調査法が違うため、正確には比較できない。 一方で、同じ調査方法で行った研究班の調査では、平成17年度47.2%から平成21年度48.3%とわずかではあるが増加した。 しかし、調査方法によって数値が前後していることから、明らかに増加傾向であるとは言い切れない。				

評価	今後更なる取組が必要である。 出産施設での支援があると母乳栄養の割合が高率であることなどを踏まえ、出産施設での支援と退院後母子が生活する地域での支援が、母乳に関するトラブルを解消し母乳育児を継続するためには必要であることから、平成19年3月に「授乳・離乳の支援ガイド」が策定された。しかし、その認知はまだ十分とは言えず、平成20年度の調査で有床助産所における認知度は66.4%であった(平成20年度子ども未来財団児童関連サービス調査研究等事業「妊娠・出産の安全性と快適性確保に関する調査研究」吉永宗義班長)。母乳育児の割合を増加させることは、単に栄養としての母乳栄養の割合を増加させるだけではなく、母親と赤ちゃんを一体として支援し、安心して子育てる環境を整えることにもつながることから母乳育児の継続には、出産施設での支援と退院後母子が生活する地域での支援が必要であり、保健医療機関等の更なる取組が必要である。そのためにも、支援者として大きな役割を果たす保健医療従事者が「授乳・離乳の支援ガイド」を十分認識し、母子への支援を継続的に提供できる環境を整える必要がある。
調査・分析上の課題	母乳育児支援の継続には、家族や地域社会の協力が不可欠であり、子育て支援の評価の一つとしても意味ある指標であると考えられることから、引き続きモニタリングが必要である。平成12年の乳幼児身体発育調査と平成17年度の乳幼児栄養調査は、調査法が違うため、正確には比較できない。そのため、最終的には、平成22年に予定される乳幼児身体発育調査の値によって比較する必要がある。
目標達成のための課題	母乳育児の推進に関して、引き続き両親に対する啓発を行うことも必要であるが、それを支援する立場の保健医療機関、保健医療従事者に、「授乳・離乳の支援ガイド」を周知し、母乳育児推進のための努力事項などを伝えていく必要がある。

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【保健医療水準の指標】				
3-1 周産期死亡率				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
出産千対5.8 出生千対3.8	平成12年人口動態統計	世界最高を維持	出産千対5.0 出生千対3.3	平成16年人口動態統計
			第2回中間評価	調査
			出産千対4.3 出生千対2.9	平成20年人口動態統計
データ分析				
結果	諸外国の最新データが不明なために世界の中での順位等は明らかでないものの、直近値は、平成12年、16年よりも、さらに向上が見られた。			
分析	藤田(日本公衛誌 2001;48(4):289-297)は1990年代の乳児死亡率の改善は、新生児集中治療ユニット(NICU)などの画期的な医療技術の導入だけではなく、全般的な医療技術の普及によると考察している。今回の改善の理由も、同様に種々の医療状況の改善が大きいと考えられる。さらに、周産期の生活環境の改善も考えられる。			
評価	順調に目標を達成している。			
調査・分析上の課題	周産期死亡率は、平成7年以後、妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡(生後7日未満の死亡)の和についての、出産千対の値と定義されている。なお、出生千対周産期死亡率は、妊娠満28週以後の死産と早期新生児死亡の和についての、出生千対の値であり、国際比較を行うために計算されている。国際的には、分子、分母とも、出産体重1,000g以上の胎児と乳児を用いている国や、妊娠満20週以降を用いている国もある(United Nations Demographic Yearbook 2002. http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/dyb/dyb2.htm)。			
目標達成のための課題	現状の対策で概ね良いと考えられる。			

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【保健医療水準の指標】				
3-2 全出生数中の極低出生体重児の割合　全出生数中の低出生体重児の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
極低出生体重児0.7% 低出生体重児8.6%	平成12年人口動態統計	減少傾向へ	極低出生体重児0.8% 低出生体重児9.4%	平成16年人口動態統計
			第2回中間評価	調査
			極低出生体重児0.8% 低出生体重児9.6%	平成20年人口動態統計
データ分析				
結果	1500g未満の極低出生体重児の割合は策定時0.7%、平成16年0.8%であり微増、平成20年0.8%と横ばいであった。一方、2500g未満の低出生体重児は策定時に8.6%であったが、平成16年9.4%、平成20年9.6%と増加傾向が続いている。			
分析	目標である減少傾向を達成しておらず、むしろ、増加傾向にある。その理由としては、若い女性の痩せの増加、若い女性の喫煙率の増加、妊娠中の体重管理の問題、不妊治療の増加、妊娠の高齢化、医療技術の進歩による従来死産となっていた例の救命、胎児の救命を優先し積極的に早期帝王切開を行う傾向等が考えられる。中期的推移では、20歳代、30歳代女性の喫煙率の上昇が見られていたためその影響も考えられるが、ここ数年の喫煙率は低下傾向にある。なお、不妊治療の普及および実施方法の変遷によって、多胎妊娠の割合が年次によって変化していることも考慮する必要がある。			
評価	医療の進歩による従来死産となっていた例の救命などは、低出生体重児の増加の要因であるとしても好ましいことである。また、出産年齢の高齢化などは、それ自体を過去の状況に戻すような対策は不可能である。そのため、目標に向けて改善していないが、予防が可能な要因については、それを改善することにより、低出生体重児の出生を予防できる可能性がある。			
調査・分析上の課題	単産か複産か、また母親の年齢などが交絡因子となっているため、それらの層別にみた低出生体重児割合の推移についても注視していく必要がある。周産期医療の進歩により、死産にならずに、低体重で出生となる側面もあるため、死産児も含めた低出生体重児割合の推移などについての検討も必要である。			
目標達成のための課題	若い女性の痩せを減らすことや、妊娠中にエネルギー摂取量を過度に控える人の減少などが課題であり、若い女性に向けた周知啓発や、妊娠中の適切な体重管理に関する医師への普及が必要である。若年女性の喫煙率は近年低下傾向になったが、さらなる改善が望まれる。			

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【保健医療水準の指標】				
3-3 新生児死亡率 乳児(1歳未満)死亡率				
策定時の現状値 (出生千対) 新生児死亡率1.8 乳児死亡率3.2	ベースライン調査等 平成12年人口動態統計	目標 世界最高を維持	第1回中間評価 (出生千対) 新生児死亡率1.5 乳児死亡率2.8	調査 平成16年人口動態統計
			第2回中間評価 (出生千対) 新生児死亡率1.2 乳児死亡率2.6	調査 平成20年人口動態統計
データ分析				
結果	諸外国の最新データが不明なために世界の中での順位等は明らかでないものの、直近値は、平成12年、16年よりも、さらに向上が見られた。			
分析	新生児死亡率は、生後28日未満の死亡の出生千対の値である。乳児死亡率は、生後1年末満の死亡の出生千対の値である。 藤田(日本公衛誌 2001;48(4):289-297)は1990年代の乳児死亡率の改善は、新生児集中治療ユニット(NICU)などの画期的な医療技術の導入だけではなく、全般的な医療技術の普及によると考察している。今回の改善の理由も、同様に種々の医療状況の改善であると考えられる。さらに、周産期の生活環境の改善も考えられる。			
評価	順調に目標を達成していると考えられる。			
調査・分析上の課題	死因別統計については、剖検率が低いこともあり、正確性について注意を要する。			
目標達成のための課題	低出生体重児の減少に向けた取り組みも含め、現状の取り組みの維持、推進が重要である。			

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【保健医療水準の指標】				
3-4 乳児のSIDS死亡率				
策定時の現状値 出生10万対26.6	ベースライン調査等 平成12年人口動態統計	目標 半減	第1回中間評価 出生10万対19.3	調査 平成16年人口動態統計
			第2回中間評価 出生10万対14.0	調査 平成20年人口動態統計
データ分析				
結果	平成12年の出生10万対26.6から、平成6年19.3、平成20年14.0と順調に改善している。			
分析	田中ら(日本公衛誌 1999;46(5):364-372)は、SIDSの危険因子として、うつぶせ寝および両親の喫煙が重要であることを明らかにし、その後、SIDS予防キャンペーンが展開された。SIDS死亡率の改善に関して、そのキャンペーンの効果は重要な理由のひとつであると考えられる。			
評価	8年間で47%改善されており、目標の10年間での半減に向けて順調な進行である。			
調査・分析上の課題	剖検率が低いため、SIDSであるか否かについての診断の正確性には問題がある。窒息や虐待による死亡と明確に区別するため、剖検により確定された場合のみをSIDSと診断し、診断が確定できない場合には、死因不明とすべきとの考え方がある。年次によって診断基準が厳格化していく場合には、実態は変化がなくても、統計上、減少しているかのような結果ができる点について注意が必要である。その場合には、窒息や死因不明の突然の死亡も含めた死亡の動向についても、参考のために分析を行う必要がある。			
目標達成のための課題	乳児の喫煙曝露の改善が今後最も重要な課題である。			

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備					
【保健医療水準の指標】					
3-5 幼児(1~4歳)死亡率					
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
人口10万対30.6	平成12年人口動態統計	半減	人口10万対25.3	平成16年人口動態統計	
			第2回中間評価	調査	
			人口10万対22.3	平成20年人口動態統計	
データ分析					
結果	平成12年の人口10万対30.6から、平成16年25.3、平成20年22.3と改善が続いている。				
分析	死因別に分析を行うと、改善傾向にある死因としては、不慮の事故、先天奇形及び染色体異常、悪性新生物が挙げられ、これらの改善によって、全死因の死亡率が減少傾向にあると考えられる。一方で、田中ら(日本医事新報 2004;4208:28-32.)の指摘のように、先進諸外国と比較すると、この年齢の死亡率は高い。				
評価	8年間で27%改善されており、目標の10年間での半減は厳しい状況であるが、改善傾向にはある。				
調査・分析上の課題	細かい年次推移を見る場合には、インフルエンザの流行年と非流行年による変動に留意する必要がある。				
目標達成のための課題	この年代の死因で多いものは平成20年の統計において、(1)不慮の事故、(2)先天奇形、変形及び染色体異常、(3)悪性新生物、(4)心疾患、(5)肺炎であり、これらに対する対策を推進していく必要がある。				

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備					
【保健医療水準の指標】					
3-6 不慮の事故死亡率					
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査	
人口10万対 0歳 18.2 1~4歳 6.6 5~9歳 4.0 10~14歳 2.6 15~19歳 14.2	平成12年人口動態統計	半減	人口10万対 0歳 13.4 1~4歳 6.1 5~9歳 3.5 10~14歳 2.5 15~19歳 10.6	平成16年人口動態統計	
			第2回中間評価	調査	
			人口10万対 0歳 13.2 1~4歳 3.8 5~9歳 2.2 10~14歳 1.9 15~19歳 7.7	平成20年人口動態統計	
データ分析					
結果	年齢階級によって改善の程度は異なるものの、いずれの階級も改善傾向が見られた。				
分析	平成16年と平成20年を比較すると、0歳では若干の改善に留まっているが、1~4歳では38%の改善になっているなど、それ以降の年代では大幅な改善が見られている。飲酒運転の厳罰化などによる交通事故の減少なども大きく寄与していると考えられる。				
評価	目標に向けて順調に改善している。0歳、10~14歳など、年齢階級によっては改善が十分とは言えないところもある。				
調査・分析上の課題	不慮の事故死亡は、乳幼児では虐待やSIDSと、高年齢では自殺との区別が難しい事例もあると考えらるが、死因の判定方法について、制度の変更等無い場合には、増減の傾向は正しいと考えられる。合計の死亡率、また区別が難しい他の死因の死亡率の動向にも注意を払う必要がある。				